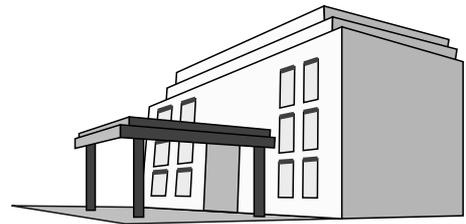


民間賃貸共同住宅建設促進補助制度

優良で低家賃の賃貸住宅の普及と建設を促進し、住宅の確保と定住促進を目的に、賃貸共同住宅（アパート）を建設する方に対し、経費の一部を補助する新制度がスタートしました。
（平成22年3月末まで）

住宅の要件

- ・プレハブを除く1棟2戸以上の新たに建築する住宅で、町水道、水洗便所及び車庫又は駐車場を完備していること。
- ・居住しようとする方に対し貸し付ける住宅であること。
（一親等以内の親族は除く）
- ・対象となる住戸形式（1戸あたり）
 - 1LDK 床面積34㎡以上
 - 2LDK 床面積51㎡以上
 - 3LDK 床面積63㎡以上



補助対象者

- ・町内に居住し住民基本台帳に登録されている個人
- ・町内に所在し町が備える法人台帳に登載されている法人

手続きの流れ

- 事業着手前に事業認定申請書を提出
- 事業認定
- 事業着手
- 工事完了後、1ヶ月以内に実績報告書を提出
- 登記完了後、交付申請書を提出
- 住宅の検査
- 補助金を交付

補助金額

建設施工業者	町内	町外
住戸形式	補助金額（1戸あたり）	
1LDK	60万円	48万円
2LDK	80万円	64万円
3LDK	100万円	80万円

申請・お問い合わせ先 企画商工課 企画調整係 ☎ 52 - 2115

生ごみの分別収集にご協力を

生ごみを出すときは水をよく切り、必ず指定収集袋に入れ「生ごみ指定収集日」にごみステーション内に出してください。指定収集日以外に出すと悪臭の原因となります。指定収集袋以外の袋（スーパーの買い物袋やビニール袋など）は使用しないでください。良質な堆肥ができなくなります。

生ごみ以外の物は絶対に入れないでください。処理施設で機械が故障し、処理ができなくなりますので十分注意してください。

お問い合わせ先 町民税務課 環境衛生係 ☎ 52 2145



△生ごみに混入していた異物：スプーン、ビニール袋、プラスチック類、金属物など